

12日 雷鳴とどろく中の学校訪問

年に一度、学校に東部教育事務所や神埼市教育委員会の皆様においでいただき、教育活動について指導助言を受けるという日があります。本校は12日午前中でした。その日は朝から雷鳴が響き渡り皆様も心配されたと思いますが、子ども達の登校が済んでいたことは幸いでした。

末次教育長初め10名の方に全クラスを参観していただき、本校の良さをたくさんほめていただきました。幾つか紹介します。

★集中力が高い

スキルタイムで培っている集中力が他教科にも広がっている。どのクラスでも雷鳴を気にすることなく、いつも通り授業に集中していたことに感心した。

★生徒指導面での落ち着きが素晴らしい

トイレのスリッパだけでなく、靴箱のかかとまでそろっていること、かかとの踏みつぶしがいないことなど、子ども達の意識が高い。特に高学年が良きモデルとなっており、是非下学年にも見て真似てほしいレベルになっている。

★書く力がついている

全校的に書く力がついている。継続的にやっている様々な取り組みが結果を出してきている。一朝一夕にはつかない書く力。ここまでレベルを上げていることに驚いた。

他にも、堂々と話す様子や安心して学ぶ空間があること等にも言及していただきました。慢心することなく、これからも西部小学校を成長させていくべく、全職員で取り組んで参ります。お気づきの点がありましたら、いつでもお知らせください



SNSの使用について

… 夏休み前にご家庭でもご確認ください…

神埼市 PTA 連絡協議会の指針(裏面)では、「**必要のないスマートフォンや携帯電話は持たせない**」ということになっており、学校でもこの方針を準拠しております。しかしながら、実態は一定数の児童がLINEによる連絡等を行っているようです。

そこで、学校としては下記のことをお願いしたく存じます。

- ① 閲覧も含めて保護者の管理下で使用させる。
- ② 神埼市PTA連絡協議会の指針に沿う形での使用に限定する。
- ③ 情報モラルについて親子で確認をする。

ニューコースの導入について

ウェブ型ドリルの導入が神埼市内でも進んでおります。本校も**学研のニューコースを4年生以上に導入**することにしております。

現在急ピッチで準備を進めていますが、持ち帰りについては、個人懇談時にお渡しする形になると思います。使用方法について、学校で指導したうえでお渡します。こちらについても、使用時間についてはだらだとやるのではなく、時間を決めて効率的に学習するようにしてほしいと考えています。

4・5年生の保護者の皆様におかれましては、**学習者用端末貸与依頼書**を**19日(水)まで**にご提出くださいますようお願いいたします。(6年生は昨年度に提出済)

神崎市「児童生徒の携帯電話やスマートフォン等の利用に関する指針」

神崎市PTA連絡協議会
神崎市小・中学校長会
神崎市教育委員会

近年、携帯電話やスマートフォン（スマホ）の急速な普及に伴い、子どもたちのインターネットの利用環境は大きく変化してきており、新たな問題が多発しています。

本市においても、携帯電話やスマホの利用率は、令和元年度10月調査では小学生が35.8%、中学生が72.2%と、ここ数年間で急増しています。無料通信アプリや交流サイトを巡って、国内では次のようなトラブルが急激に増加しており、大変憂慮すべき状態にあります。

■ 主なトラブル

- ・スマホの無料通信アプリの書き込みへの返信が遅れたことで、仲間はずれやいじめに遭った。
- ・特定の生徒を誹謗中傷するメッセージを、無料通信アプリを用いてネット上に掲載した。
- ・不確かな噂のメッセージを信じ、集団による暴力行為にまで発展した。
- ・スマホで猥褻な画像を撮影したり、ネット上に掲載したりした。
- ・掲示板に安易に書き込んだことにより、見知らぬ成人から脅しを受けた。
- ・深夜までスマホを使用し、勉強意欲がなくなり、朝も起きづらくなった。

学校では、「携帯電話等の持ち込みは禁止」、「情報モラル教育の推進」「情報モラル教職員全員研修」等を行っています。しかしながら、学校での取組や対応には限度があり、「携帯電話等の購入や所持、家庭での使用ルール」や「ネット依存」、「ネットを通じた個人情報の流布」等については、各家庭での対応が必要となります。

このような状況を踏まえ、神崎市PTA連絡協議会と小・中学校長会、神崎市教育委員会で協議を重ね、この度、児童生徒のネットトラブル等の未然防止を目的とする神崎市「児童生徒のスマートフォン・携帯電話等の利用に関する指針」を定めました。

については、下記の指針をもとに、親子でよく話し合われて取り組まれますようお願いします。

神崎市「児童生徒のスマートフォン・携帯電話等の利用に関する指針」

《 保護者の方へ 》

1. 必要のない携帯電話やスマートフォンは持たせない。
2. 学校には持たせない。 ※ 特例を除く。
3. 購入契約時には、
 - ① 有害サイトの閲覧を制限する「フィルタリング」を設定する。
 - ② 親子で使用に関する約束を決める。
（食事中、人との会話中、勉強時間中は使用しない、など。）
4. 午後9時以降は保護者が預かる。

《 児童生徒の皆さんへ 》

1. 情報モラルを守る。
 - ・ネット上で、仲間はずしをしたり、個人情報を流したりしない。
（ネット上には、自分や友達の名前、写真、学校名、部活動等を載せない。）
2. 歩行中や自転車運転中は使用しない。
3. 学校には持ち込まない。
4. 午後9時以降は使用しない。（保護者に預ける。）